

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表第一（第四条関係）

空港の区分	率
千歳飛行場、札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場、徳島飛行場	〇・二
旭川空港（旭川市に係る分に限る。）、帯広空港、神戸空港	五・〇
その他の空港	一・〇

別表第一（第四条関係）

空港の区分	率
千歳飛行場、札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場、徳島飛行場	〇・二
旭川空港（旭川市に係る分に限る。）、帯広空港、神戸空港、枕崎飛行場	五・〇
その他の空港	一・〇

別表第四（第四条の二関係）

空港に係る市町村の区分	率
旭川空港（旭川市に係る分に限る。）、帯広空港及び	〇・二

別表第四（第四条の二関係）

空港に係る市町村の区分	率
旭川空港（旭川市に係る分に限る。）、帯広空港、神	〇・二

<p>神戸空港 に係る市町村</p>	<p>空港法(昭和三十一年法律第八十号)第五条第一項に規定する地方管理空港並びに調布飛行場、名古屋飛行場、但馬飛行場、岡南飛行場、天草飛行場及び大分県央飛行場に係る市町村で右に掲げる以外のもの</p>	<p>五・〇</p>
<p>その他の市町村</p>	<p>一・〇</p>	<p>五・〇</p>

<p>戸空港及び枕崎飛行場に係る市町村</p>	<p>空港法(昭和三十一年法律第八十号)第五条第一項に規定する地方管理空港並びに調布飛行場、名古屋飛行場、但馬飛行場、岡南飛行場、天草飛行場及び大分県央飛行場に係る市町村で右に掲げる以外のもの</p>	<p>五・〇</p>
<p>その他の市町村</p>	<p>一・〇</p>	<p>五・〇</p>